

新・消費税

改正のポイントと

実務 *Q&A* 



法人会

目次

1. 改正法成立までの経緯	4
2. 消費税の用途の明確化	5
3. 消費税率の引上げ	5
(1) 改正前の制度の概要	5
(2) 改正点	6
(3) 改正の理由	6
(4) 実務Q & A	7
① 取引価額はどのように計算しますか。	7
② 税率が8%になると納付税額の計算はどうなりますか。	7
③ 課税期間の中途において税率の引上げがあった場合には納付税額の計算はどうなりますか。	8
④ 税率引上げの前に契約した取引には旧税率が適用されますか。	8
⑤ 税率5%で仕入れた商品を平成26年4月1日以後に販売した場合は、売上げにも旧税率が適用されますか。	9
⑥ 税率引上げで売上対価の返還等に係る税額はどうなりますか。	9
⑦ 税率引上げで貸倒れに係る税額はどうなりますか。	10
⑧ 税率引上げで仕入対価の返還等に係る税額はどうなりますか。	10
⑨ 税率引上げで棚卸資産に係る消費税額の調整はどうなりますか。	11
4. 新規設立法人の納税義務の見直し	11
(1) 改正前の制度の概要	11
① 平成24年12月31日までに開始する事業年度	11
② 平成25年1月1日以後開始する事業年度	13
(2) 改正点	14
(3) 適用時期	15
(4) 改正の理由	16
(5) 実務Q & A	17
① 法人の第1期及び第2期の納税義務について、改正後はどのような判定になるのですか。	17
② 関係する法人が解散したときは判定から除外できますか。	18
③ 特定新規設立法人が調整対象固定資産の仕入れ等をした場合はどうなりますか。	18
④ 新規設立法人を支配する者等の課税売上高がわからないときはどうするのですか。	20
5. 任意の中間申告制度の創設	20
(1) 改正前の制度の概要	20
(2) 改正点	20
(3) 適用時期	21
(4) 改正の理由	21
(5) 実務Q & A	22
① 任意の中間申告を希望する場合にはどのような手続を行えばいいのですか。	22
② 任意の中間申告をやめる場合にはどのような手続を行えばいいのですか。	22
③ 任意の中間申告を行う旨の届出書を提出した事業者が中間申告書を提出しなかった場合には、どうなるのですか。	22
6. 税率引上げにあたっての経過措置	23
(1) 税率の経過措置：旅客運賃等	23
(2) 税率の経過措置：電気料金等	23
(3) 税率の経過措置：工事の請負	24
(4) 税率の経過措置：資産の貸付け	25
(5) 税率の経過措置：役務の提供	25
(6) 税率の経過措置：延払基準	26
(7) 税率の経過措置：工事進行基準	26
7. 消費税率の引上げに当たっての措置	26
8. 税率引上げを踏まえた検討事項	27
(1) 総合合算制度、給付付き税額控除等	28
(2) 複数税率	28
(3) 簡素な給付措置	29
(4) みなし仕入率	29
(5) 円滑な税負担の転嫁	30
(6) 価格表示	31
(7) 医療に係る消費税	31
(8) 住宅の取得に係る消費税	31
(9) 地方公共団体の役割	32
(10) その他	32

改正法… 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
消法… 消費税法

本冊子の内容は、平成24年8月22日現在の法令等によります。

1 改正法成立までの経緯

消費税率引上げ法案が改正法として成立するまでには、次のような経緯を辿っています。

政府・与党社会保障改革本部が決定した「社会保障・税一体改革素案」は、平成24年2月17日に閣議決定され、「社会保障・税一体改革大綱」となりました。この大綱を基礎にまとめられた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」は、3月30日に国会に提出されました。

この法案には、消費税の税率引上げに併せて、所得税の最高税率の引上げや相続税の基礎控除額の圧縮、相続税及び贈与税の税率構造の見直し案が盛り込まれていました。しかし、いわゆる「ねじれ国会」にあつて法案の成立は至難とされる中、衆議院での審議に入る前に、民主党、自民党、公明党の3党による協議が行われました。

6月15日、3党による協議が合意に達し、所得税、相続税及び贈与税の改正項目は削除され、消費税税率の引上げとそれに対応する措置や検討事項を定めるものとなり、法案の名称も「…消費税法等の一部を改正…」から「…消費税法の一部を改正…」に改められました。

この法案は、6月26日に衆議院を通過、8月10日に参議院において賛成多数で可決し、成立しています。

なお、上記の改正法にあわせて、地方消費税の税率や地方交付税率を見直す「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が成立しています。

2 消費税の使途の明確化

消費税法に次の条項が追加され、消費税の使途が明確にされました（消費法1②）。

■消費税法第1条第2項

消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

消費税の使途



年金

医療

介護

少子化対策

3 消費税率の引上げ

(1) 改正前の制度の概要

現行の消費税の税率は、4%です。この消費税額に25%の地方消費税が課税されるため、消費税及び地方消費税の合計税率は、5%となっています。